

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



海区漁業調整委員会委員
選挙人名簿の縦覧

この選挙人名簿は、毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。今回この名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。登録に該当する方は、確認をしてください。

■縦覧期間

10月20日(土)～11月3日(土)
8時30分～17時

■縦覧場所・問合せ

市庁舎別館
市選挙管理委員会事務局
TEL0897-52-1263

結婚50周年のご夫婦を
お祝いします(追加受付)

結婚50周年(金婚)を迎えられたご夫婦を、9月28日に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、追加の届け出を受け付けます。

■対象

昭和37年中に婚姻届をされたご夫婦で、市への金婚の届け出をされていないご夫婦

■届出方法

届出先にある届出書に必要な事項を記入・押印し、10月26日(金)までに提出してください。

■届出先

○市庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係
TEL0897-52-1292
○各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

身体に障害のある方の
補装具を交付・修理します

市では身体障害者手帳の交付を受けた方に対し、失われた(低下した)機能を補うための補装具を交付・修理しています。

■補装具の種類

- 肢体不自由 車いす、電動車いす、義肢、装具、歩行補助杖など
- 視覚障害 白杖、弱視眼鏡など
- 聴覚障害 補聴器

■自己負担

原則として、交付・修理に要する費用の1割負担(世帯の課税状況により、上限額が決まっています)

■注意事項

交付される補装具は、障害程度や年齢などで本人の状態に合致したものであるため、希望されたものと異なる場合があります。

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1214
FAX0897-52-1294
○各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

～日本年金機構からのお知らせ～

「納付可能期間の延長のお知らせ」を送付しています

国民年金保険料の後納制度が10月から始まり、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長されるようになりました。利用すれば次のようなメリットがあります。

- ①将来受け取る年金額が増額されます。
- ②年金の受給資格がない方は、受給資格が得られる可能性があります。
- ◎対象者には、次の予定で『納付可能期間の延長のお知らせ』が送付されます。
- ※お知らせが遅くなる方でも、『お知らせ』がなくても後納制度を利用できますので、年金手帳を準備して下記へお問い合わせください。
- ※保険料納付の申し込みは、市町村の窓口ではできませんのでご了承ください。

■問合せ

- 新居浜年金事務所 TEL0897-35-1368
- 国民年金保険料専用ダイヤル TEL0570-011-050 ※通話料が必要です。

送付日程(予定)	対象者
7月31日～8月28日	○60歳以上で対象期間を有する方 ○50歳以上60歳未満で平成14年10月から12月までに対象期間を有する方
8月31日～9月28日	○50歳未満で平成14年10月から12月までに対象期間を有する方
11月30日～12月19日	○平成15年1月から3月までに対象期間を有する方
平成25年 1月4日～23日	○50歳以上60歳未満で平成15年度以降に対象期間を有する方
平成25年 1月31日～2月20日	○50歳未満で平成15年度に対象期間を有する方
平成25年 4月30日～5月22日	○50歳未満で平成16年度から18年度までに対象期間を有する方
平成25年 7月1日～24日	○50歳未満で平成19年度から21年度までに対象期間を有する方